

告示第 32 号

子育て短期支援事業実施要綱（平成 8 年告示第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 17 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

別表中

「

	2 歳未満 児・慢性 疾患児	2 歳以上 児	緊急一時 保護の親	居宅から 実施施設 の間の児 童等の移 送（片道）
生活保護世帯	0 円	0 円	0 円	0 円
市町村民税 非課税世帯	920 円	520 円	130 円	180 円
その他の世帯	4,600 円	2,600 円	670 円	930 円

」を

「

	2 歳未満 児・慢性疾 患児	2 歳以上 児	緊急一時 保護の親	居宅から 実施施設 の間の児 童等の移 送
生活保護世帯	0 円	0 円	0 円	0 円
市町村民税 非課税世帯	1,070 円	550 円	150 円	200 円
その他の世帯	5,350 円	2,770 円	750 円	1,000 円

」に改める。